

島根県竹島問題研究顧問

藤井 賢二

東北アジア歴史財団と竹島問題



ふじい・けんじ 第2～
5期島根県竹島問題研究会
委員。最新稿は内閣官房領
土・主権対策企画調整室ホ
ームページ掲載の「韓国の
社会科教育課程における竹
島問題の取扱い」

今年8月14日、韓国政府のシンクタンク東北アジア歴史財団は「光復80年の歴史的・国際法的意義と課題」という行事を開催した。そこでのソ・ジンウン同財団研究委員の報告を紹介した記事「光復80年、独島主権侵害しようとする日本の国際法論理歪曲を打ち破った」が同財団ウェブサイトにある。記事から、韓国は70年前に日本との竹島問題での論争で敗北した時の手法を今も繰り返していることがわかる。

1950年代に日韓両政府間で3回にわたって行われた見解の応酬で日本政府は、漁業取り締まりや土地使用料徴収など、05年の島根県編入後に竹島を領土として扱ったいくつもの証拠を示した。そして、朝鮮半島にあった政府が05年より前に竹島を領土として扱った証拠はあるかを韓国政府に問いた。その証拠を比べてどちらが強いかで判断することが多いからだ。

調査したものの証拠は見つからなかったことが、55年に韓国政府が作成した『独島問題概論』に記録されている。韓国政府は日本政府よりも強い証拠を示すことができなかった。しかし韓国政府は敗北を認めず、日本の主張のうち弱点と考えた部分をあげつらい、攻撃したのだった。現在の韓国の主張でも、日本の主張への批判が占める割合は大きい。

ソ・ジンウン氏は「江戸時代から独島を発見して経営が続けてきた」と日本は主張したとし、これを「固有領土論」と呼ぶ。そして「鬱陵島と独島が本邦（自国領域）と関係ない」とした1877年の明治政府の「太政官指令」でこれは否定されたと述べる。しかし、「太政官指令」が竹島とは関係ないことを明らかにした最新の日本の研究に反論しない。

彼は、明治政府は竹島をどの国の領土でもない土地だと判断して編入したとしてこれを「無主地先占論」と呼ぶ。そして、この5年前に大韓帝国は「鬱

無用の論争に巻き込む韓国

陵島と独島を領土と明示した」1900年の勅令41号を発していたのだから竹島は無主地ではなかったと主張する。しかし、勅令41号を審議した時の書類では、勅令が実施される範囲に竹島は含まれていない。また、この勅令で日本人の竹島のアシカ猟などを規制した記録もない。

また、江戸時代から竹島を領有してきたことを05年の編入によって「再確認」したと日本は説明するが、「国際法上、歴史的権原を持つ固有領土を近代国際法上他の権原に置き換えることは要求されない」ので成り立たない」と述べる。しかし、これは誤りである。

江戸時代に米子の商人が幕府公認で漁猟を竹島で行ったという根拠が日本にあったとしても、日本海を欧米の船が行き交う時代になって、それらの国が竹島の領有を主張すれば、その国は日本よりも強い根拠を持つてしまう恐れがあった。日本は、05年の編入とその後他国に抗議されることなく領土として扱ったことにより、竹島の領有根拠を新しい時代にふさわしいものにしたのである。

「歴史的権原を持つ固有領土を近代国際法上他の権原に置き換えた」ことが勝因となった国際裁判の判決もある。東北アジア歴史財団も、2019年の『日本人が知らない独島10の真実』で「わが国は長い期間にわたって独島領有権を確立してきており、それは（略）大韓帝国勅令第41号を通じて近代法的に再確認した」と日本と同じ主張をしている。

日本の主張への攻撃に熱心な韓国の手法は、論争を長引かせて日本に竹島を諦めさせる、また、論争に持ち込むことで根拠のない韓国に根拠があるかのような印象を作り出す。そのような思惑すら感じさせるのである。しかし、韓国が本来すべきことは日本の主張のあら探しではない。日本よりも強い証拠を示すことである。